

不法投棄は法律で禁止されています

- 何人も、みだりにごみを捨てることは法律により禁止されています。
- しかし、このルールを無視して、ごみを山林、原野、道路沿いや河川沿いに捨てるモラルのない人や業者が存在します。
- このごみをみだりに捨てる行為が不法投棄です。
- 最近では、家電リサイクル法が施行されたこともあって、個人による電化製品などの不法投棄の事案が急増しています。
- ごみの不法投棄は、私たちが次世代に伝え残さなければならぬ自然を破壊する反社会的行為であり、絶対に許せません。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」―抜粋―
(投棄禁止)
第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

不法投棄の罰則

- 不法投棄は犯罪行為です。
 - たとえ捨てたのがビン、缶、紙くず等のちょっとした家庭ごみであっても、この行為は不法投棄であり、犯罪行為です。厳しい処罰の対象となります。
 - 個人の場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科に処せられます。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」―抜粋―
(罰則)
第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
(14)第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者。

不法投棄が与える影響

- ごみの不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、その物によっては地域の土壌や水質に重大な影響を与えかねません。
- また、不法投棄されたごみを撤去回収し、原状を回復するには、多くの人と時間とお金がかかります。
- これらごみの処理に係る費用等は、私たちの貴重な税金で賄われることになるのです。

ごみを捨てさせないために

- 不法投棄はその行為者がもちろん悪いのですが、不法投棄を防止するためには、日頃から、町民の皆さんがごみを捨てられないような環境づくりをすることが大切です。
 - ごみはごみを呼びます。一度ごみが捨てられ、それをそのまま放置していると、次から次と捨てられてしまいます。
 - 皆さんが所有する土地などで管理が行届いていないと、ごみを捨てる者にとっては格好のごみ捨て場になってしまいます。
 - 捨てられてしまったごみについては、その行為者がわからない場合、管理者（土地所有者又は土地使用者）が処理することになります。
 - 土地の管理者にあつては、ごみを捨てられないために、管理する土地の下刈りを行ったり、土地の周りに柵等を設置するなど自衛策を講じ、適正な土地の管理をお願いします。
- ★私たちの生活環境を守り、この美しい自然を次の世代に引継いでいくため、私たち二人ひとりがごみに対する意識を高め、そして力を合わせ、不法投棄をしない、させない、ごみのない地域をつくっていきましょう。

お問い合わせ先

町民環境課 河中 電話 (0866) 54-2684

混ぜればごみ、分ければ資源!!
すてればごみ、使えば資源!!
ごみを作らない、ださぬ。

ごみの減量化とリサイクル、
資源化にご協力をお願いします。

毎月10日はノーレジ袋デー(マイバッグ持参推進日)!!
マイバッグは持ち歩いて、いつでも使えるように!!
マイバッグはレジを通してから使いましょー!

レジ袋の削減はごみを減らす
ための取り組みのひとつです。

野焼きは法律で
禁止されています。

消費者情報 ①

間伐契約のトラブル

間伐を依頼したところ、立派な木をたくさん切られてしまった、という問題が最近鏡野町内で起きています。

調べてみると、山の手入れを依頼する個人と、作業を行う業者の間にあつせんする人間が介在した場合にトラブルが起きています。

手入れには、補助金が出たり、自己負担金が必要になったりして複雑なケースもあるようです。契約する際には、納得するまでよく話し合い、不明な点については理解するまで説明を受けて下さい。

契約書には、合意した条件を具体的に記載してもらつことと、契約書に記載されていないようなことが発生した場合、双方が協議して解決する旨の一文を入れてもらうようにして下さい。

作業終了後にトラブルが発生した場合、簡易裁判所において「民事調停」を利用することも問題が早く解決する一方法です。

お問い合わせ先

町民環境課 本山
電話 (0866) 54-2684